

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立公民館の使用許可の取消し及び使用の制限	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法 第22条及び第23条</li> <li>・堺市立公民館の設置及び管理に関する条例 第3条及び第5条</li> </ul>	
所 管 課	市民人権局 市民生活部 生涯学習課（教育委員会補助執行）	
処分基準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">・設 定</span> <span>・設定できない</span> <span>・基準を公開できない</span> </div> <p style="margin-top: 10px;">                     (1) 「申請に対する処分」の不承認条件に該当する理由が生じたとき。                      (2) 堺市立公民館の設置及び管理に関する条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。                      (3) 使用の承認に付した条件に違反したとき。                 </p> <p> <b>【使用条件】</b>                      1 使用承認書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示すること。                      2 承認なく使用内容を変更しないこと。もし変更しようとするときは、使用申込書を再提出すること。                      3 使用の権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は使用の承認を受けた目的以外に使用しないこと。                      4 公民館の施設、付属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用し、万一破損し、又は滅失したときは、損害を賠償すること。                      5 所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。                      6 催物等のポスター類の掲示については、事前に係員と相談すること。                      7 非常口、消火設備等の周りに物を置かないこと。                      8 使用を終えたときは、後片付けをして、使用前の状態にしておくこと。                      9 準備・後片付けを含めて、使用時間を厳守すること。                      10 堺市立公民館の設置及び管理に関する条例若しくは堺市立公民館管理運営規則の各規定又は係員の指示に違反したときは、承認を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。                 </p> <p style="margin-top: 10px;">使用の承認の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">・聴 聞</span> <span>・弁 明</span> </div>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する場合がある。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	